

平成 2 3 年度

富山地区広域圏事務組合

資金不足比率審査意見書

富山地区広域圏事務組合監査委員

富広組第 50 号

平成24年8月8日

富山地区広域圏事務組合

理事長 森 雅 志 様

富山地区広域圏事務組合

監査委員 野 村 厚 壽

監査委員 田 中 義 明

平成23年度資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度決算に係る資金不足比率に関する書類の審査を実施しましたので、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成23年度決算に係る資金不足比率並びにその算定となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

平成24年8月8日（水）

3. 審査方法

審査は、理事長より送付された平成23年度決算に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要な事項については説明を求めて審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された平成23年度決算に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 結果の概要

資金不足比率については、資金不足が発生していないため該当しない。

(資金不足比率)

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
廃棄物発電事業特別会計	—	20.0

(注)資金不足比率の「—」の表示は、資金の不足額がないことを表している。

2 結果の分析等

資金不足比率は、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業会計の資金不足の状況を表す指標である。

平成23年度の廃棄物発電事業特別会計の決算では資金不足は発生していないため、資金不足比率は生じていない。

3 意見

平成23年度の廃棄物発電事業特別会計の資金収支額は、310,322千円の黒字であり、前年度に引き続き資金不足比率が発生していないことから、財政の健全性を堅持しているものと認められた。

廃棄物発電事業特別会計については、平成23年度末をもって廃止され、廃棄物発電事業は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく公営企業ではなく、一般会計の清掃事業の附帯事業として引き続き実施されることとなったが、今後とも、可能な限り事業の効率化を図り、事業の健全運営に努められたい。